

**ご注意ください！**

**平成30年1月から、自衛隊法に基づく再就職の届出で記載する事項が増えます**

※自衛隊員の再就職の届出の義務については、別紙参照

**<従来からの届出記載事項>**

- 氏名
- 生年月日
- 離職時の官職又は階級(又は届出時の官職又は階級)
- 再就職の約束をした日
- 離職日(又は離職予定日)
- 再就職日(又は再就職予定日)
- 再就職先の名称
- 再就職先の業務内容
- 再就職先における地位
- 求職の承認の有無
- 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無



**平成30年1月以降は、以下の事項についても、記載することが必要になります。**

- 離職前の求職開始日(又は再就職の約束前の求職開始日)  
(再就職先に対し、①再就職を目的として最初に自己に関する情報を提供した日、②再就職を目的として最初に再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日又は③最初に再就職先の地位に就くことを要求した日のいずれか早い日)
- 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況・職務内容
- 再就職先の連絡先
- 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助以外の離職後の就職の援助の有無、援助があった場合には、当該援助を行った者の氏名又は名称、当該援助の内容

## 自衛隊法の再就職の届出の義務

### ◆ 在職中の約束の届出

隊員(役職を問わずすべての者)は、在職中に営利企業又は非営利団体への再就職の約束をした場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(約束をした日から1週間以内を目安に提出)

### ◆ 離職後の事前届出

管理職隊員であったことがある隊員OBは、離職後2年間、独立行政法人などの国と密接な関係のある法人に再就職することとなった場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。(再就職日より前に提出)

### ◆ 離職後の事後届出

管理職隊員であったことがある隊員OBは、離職後2年間、再就職した場合(国と密接な関係のある法人以外)には、所定の様式で、届出を行う必要があります。なお、企業・団体への再就職だけでなく、自営業や自由業に就いた場合も届出が必要です。(再就職日から1か月以内を目安に提出)

#### 【届出義務に違反した場合】

- 隊員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象

**再就職規制や再就職の届出の義務について、くわしくは、防衛省のウェブサイトに掲載している「自衛隊員の再就職等規制」「再就職情報の届出について」をご覧ください。**

#### ○ 防衛省ウェブサイト

- ・ホームページ

「防衛省」で検索

- ・再就職等規制・再就職情報の届出の概要

「防衛省」+「再就職等規制」で検索

または

防衛省のホームページから「各種手続」をクリックし、さらに「自衛隊員の再就職等規制・再就職の届出」をクリック

**再就職等監視委員会も、ウェブサイトで再就職規制に関する情報提供をしています。**